

## はじめに

平成20年4月から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者（以下「保険者」という。）は被扶養者を含む40歳から74歳の加入者（被保険者及び被扶養者）に対して、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）を実施することが義務化されました。

これは、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をあてた予防医療を推進し、平成27年度には平成20年度と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させることを政策目標とし、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされたものであります。

保険者は新規の事業として、被扶養者を含めた40歳から74歳の加入者を対象に受診と保健指導の徹底、データ蓄積と効果の評価等の取り組みを実施することとなります。また、特定健診等の実施に際しては、事業委託に係る費用決済の処理が生じることとなります。

### <決済代行機関としての支払基金>

支払基金が行う代行業務は、保険者の集団と特定健診等の実施機関（以下「健診等機関」という。）の集団が契約を結び、統一的なルールで費用決済及びデータ授受を行う「集合契約のスキーム」の中で実施されます。

これは、多数の請求・決済やデータ授受がなされることに伴う契約当事者双方の事務の簡素化を図る必要があること。また、多くの被用者保険の保険者がそうであるように、被扶養者が全国あるいは、複数県に居住しており、全国的な受診環境を整備して、受診の利便性を確保する必要があること。更に、受診率向上のために、受診者の経済的負担を考慮して特定健診等を現物給付化したいという保険者からの要請もあり、これらに対応して考え出されたものであります。

支払基金では、保険者の代行機関として、集合契約のスキームの中で、これらの費用決済や特定健診等に係るデータの送受信をスピーディかつ安全・確実に実施します。



## 支払基金を利用するメリット

47都道府県に窓口がありますので、全国に所在する健診等機関からのデータ送受信及び費用請求を受けて、全国の保険者に対して、きめ細かいサービスを提供することができます。

診療報酬の請求支払で長年の実績があり、費用決済やデータの送受信については、事務点検後、指定された期日に確実にお届けすることができます。

支払基金が保険者及び健診等機関と結果情報の授受に使用するネットワークは、データの保護管理体制が万全です。

# 1 契約の手続きについて

## 1 集合契約

代行機関を利用する場合は、集合契約に参加することが前提条件となります。集合契約とは、主なものとして健診等機関の取りまとめ団体と保険者の代表が、集団同士で包括的な契約を結ぶことです。これにより、多数の請求・決済やデータ授受に伴う契約当事者双方の事務の簡素化・統一化、複数県に居住している被扶養者の受診の利便性を確保することができます。また、受診率の向上及び受診者の経済的負担の軽減にもなります。



### 集合契約の定義

保険者と健診等機関が多数対多数もしくは、1対多数（あるいは多数対1）の契約形態があります。

#### ※集合契約の成立方法は、次のとおりです。

- ①保険者と健診等機関の双方で、参加したい集合契約グループにまとまる。（一般的には、保険者団体（健保連等）や保険者協議会（都道府県））
- ②各グループの中から契約代表者（取りまとめ者）を決め、参加したい保険者・健診等機関は、各自で契約代表者に委任状（契約行為に限る委任）を提出する。
- ③各グループの契約代表者は契約書に、参加する保険者のリスト・健診等機関のリスト及び契約単価等をセットし契約書に調印する。

## 2 集合契約の種類

★集合契約の種類は、いくつかのパターンがありますが、大きく分けて2つあります。



健診等機関の全国組織と契約する場合



市町村国保が用意する特定健診等の枠組み（健診項目、健診費用等）を利用して地区医師会等と契約する場合

Aタイプは、健診等機関の全国組織とはいえ立地する地域が限られていることから、Bタイプを補完する形での集合契約となります。

従前の40歳以上の住民を対象としていた老人保健法の健診（いわゆる住民健診）は、平成20年4月から医療保険者（国保・被用者保険）が40～74歳の加入者を対象として実施責任を負うことになります。このことに伴う混乱を避け、受診の確保・向上を図ることが、Bタイプの集合契約を利用して可能になります。